○　国有林野事業債務管理特別会計

Ⅰ　特別会計の設置等に関する情報

○　国有林野事業債務管理特別会計の目的

国有林野事業債務管理特別会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を行うことを目的として、平成25年度から暫定的に設置された特別会計です。

○　国有林野事業債務管理特別会計において経理されている事務の内容

国有林野事業債務管理特別会計は、借入金の元本償還等の財源（国有林野産物の売払収入等を財源とした借入金元本償還金等）と支払利子の財源を一般会計から繰り入れ、償還額に満たない金額については民間金融機関から借入れを行います。これらの歳入を財源として国債整理基金特別会計へ繰入れを行い、借入金の償還と利子の支払い等を行います。

○　歳入及び歳出の概要

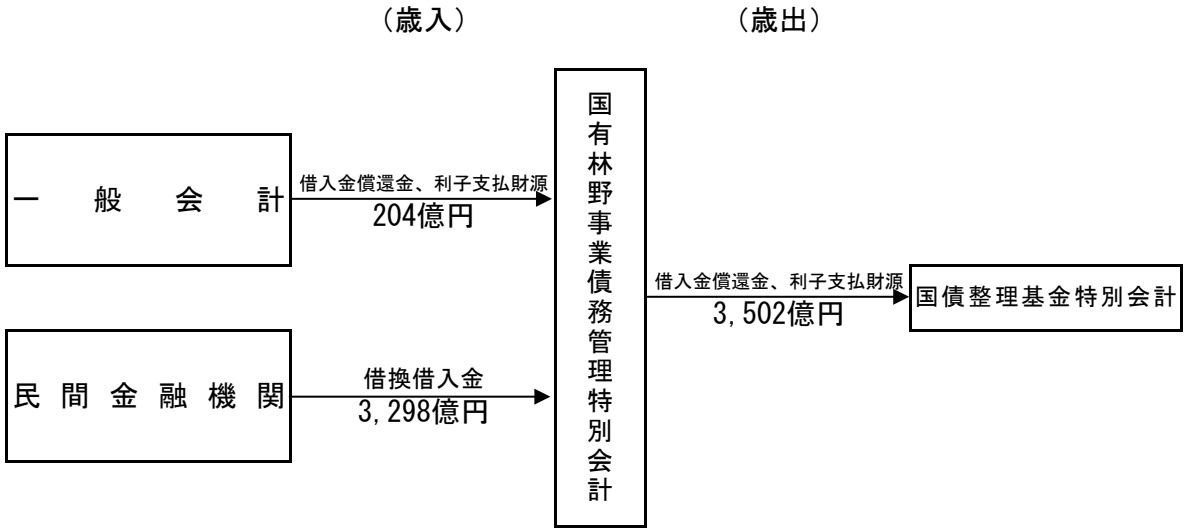

（平成30年度予算ベース）

※　計数については、億円未満を四捨五入したものです。

国有林野事業債務管理特別会計に関するお問い合わせ先
林野庁 国有林野部 管理課 予算係
（代表）03-3502-8111　（内線）6253